

# 貸切バス制度改正に対応した新たな貸切バスツアーに対する観光客誘致事業 助成実施要綱

## 1 目的

貸切バス運賃・料金制度改正の球磨村内観光事業者に対する影響を考慮し、制度改正に対応した新たな貸切バスツアーを行う旅行会社に対して助成を行うことにより、貸切バスによる誘客を促進するとともに、将来に向けた貸切バスツアーによる誘客の方向性を関係観光事業者において共有することを目的とする。

## 2 助成対象者

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。

## 3 助成要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすツアーであること。

- (1) 貸切バス運賃・料金制度改正に対応し、新たな視点で造成され、15 名以上のツアーであること。（新規催行、行程の一部変更催行の如何は問わないが、当該旅行会社において従来から催行していたものとは異なる新たな視点での工夫を加えたツアーであること。）

（該当する例）

①テーマ性・新規性・市場開拓性を高くするための工夫

- ・村内の観光施設を 2 施設以上利用すること
- ・日帰り催行していたものを、宿泊又は食事を伴うものに変更するもの

②パンフレットの展開方法など集客宣伝規模・手法等が球磨村観光の PR にとって効果を高めるための工夫

- ・球磨村観光の新たな魅力の発信や新たな需要の掘起しについて、特別の工夫を加えたもの（行程の一部を変更し、付加価値の高い観光素材を組み入れるなど、ツアーの魅力を高める工夫が加えられたもの。）

（該当しない例）

- ・これまで実施していたツアーと全く同じ内容のツアー（新たな視点での工夫が何も加えられていないツアー）
- ・単にバス運転手を 1 名から 2 名に増員しただけのもの
- ・単に土産物等をツアーの特典として付加したもの

- (2) 村内の観光施設を利用した宿泊・昼食・球泉洞入洞、ラフティング等のアクティビティを 1 施設以上加えたツアーであること。

- (3) 催行期間が平成 28 年 5 月 1 日から平成 29 年 3 月 15 日までの間であること。

- (4) 貸切バスを利用したツアーであること。

- (5) 募集型企画商品にあっては、今回のみの企画ではないこと。（今年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないものは対象としない。）

## 4 助成額

助成額は、各ツアーの催行実績に応じて送客 1 人につき日帰り客 2,000 円、宿泊客 4,000 円を助成する。（ツアーが催行されなかった場合、助成金の交付はありません。）

なお、助成金の交付に当たっては、予算の範囲内で運用する。

## 5 事務取扱手順

### (1) 申請の方法

①申請者は、助成金申請書(様式第1号)及び添付書類を事務局に提出するものとする。

【添付書類】助成金申請しようとするツアーの行程表(任意様式)

助成金申請書は、催行日ごとに作成するものとする。(同じ内容のツアーで複数の催行日で申請があった場合は、一部を助成金の対象としない場合があります。)

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地  
球磨村役場企画振興課

### (2) 申請受付期間

平成28年5月2日(月)～平成29年2月15日(水) 到着分まで

(助成金原資がなくなり次第受付を終了します。)

### (3) 助成金の交付決定

申請者からの助成金申請書到着後、ツアー内容等の審査を行い、概ね10日以内に交付の可否を助成金申請書の事務局記載欄に記載し、交付金額を通知します。実際の助成額は、ツアーの催行実績によります。申請書発送後11日を超えて回答がない場合には、恐れ入りますがご連絡ください。

各ツアーへの助成金額は、交付決定の際に記載する交付上限額を上限に支払うものとする。(ツアーの催行実績が交付上限額を算出する際の予定催行人員を上回っても、交付上限額を超えて助成金を請求することはできません。)

### (4) 実績報告及び助成金額の確定

①助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という)は、助成金申請書に記載した催行期間終了後、速やかに「実績報告書」(様式第2号)及び添付書類を提出するものとする。

【添付書類】

ア 催行人員実績がわかる書類

イ 村内の観光施設を利用したことがわかる書類

②上記実績報告は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

【郵送先】〒869-6401 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙 1730 番地  
球磨村役場企画振興課

③事務局は、①による実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、助成金額を確定し助成金額確定通知書(様式第3号)により助成事業者に通知する。

### (5) 助成金の請求

助成事業者は、上記(5)③の助成金額確定通知書を受領後、「助成金交付請求書」(様式第4号)により確定した助成金額の請求を事務局あてに行う。

なお、助成金の請求期限は平成29年3月31日(金)までとする。

## 6 問い合わせ

(事務局)

球磨村役場企画振興課 担当：高沢

(電話) 0966-32-1114

(E-mail) kankou@vill.kuma.lg.jp 又は e-takasawa@vill.kuma.lg.jp